

東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し骨子（案）に対する事前の意見

(1) 全体について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
長期総合計画 に即す	・記載内容は、基本的に、東久留米市第四次長期総合計画に即す ・実施困難な施策の明記は避ける	・指摘の方向で修正	庁内
簡潔に	・骨子といいながら、全体的に記載内容が多すぎる。もう少し簡潔にした方がわかりやすいのではないのか	・指摘の方向で修正	庁内
文末の言い回し	・語尾の言い回しには規則性が必要である	・「めざします」「進めます」「努めます」「検討します」などに区分し定義	庁内
記載の主体は 誰か	・方針内容(記載)の主体は誰か。「東久留米市」か、或いは「市のほかに、市民や市内企業、都・国なども含めるのか」	・基本は市の他に市民や都なども含め、必要に応じて「要請する」などを入れる方向で修正	庁内
用語	・土地利用コントロールは、上から目線のイメージがある	・「土地利用の規制・誘導」に統一	庁内
	・政府と国を使い分けする必要があるのか	・「国」に統一	
	・ゲリラ豪雨は公式表現としてどうか	・「局所的な豪雨」に統一	
	・バリアフリーという言い方はどうか	・「ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めます」という用語で統一する。用語解説で「ユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリー化」という考え方で定義 ・東久留米市第四次総合計画に次の記載がある。「都市の基盤づくりでは、すべての人が利便性を感じ、安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮した生活環境の	

		バリアフリー化※を進めるなど、…」	
	・極力～という表現はどうか	・努める等の表現にする	
	・体験農園は体験型農園などの表現もあるが	・農業体験農園に統一	
	・中央公民館・生涯学習センターはまろにえホールである	・まろにえホール(生涯学習センター)で統一	庁内・市民
グラフなど	・現状を示す記載では、グラフなどを掲載するなど根拠づけをした方がわかりやすいのではないか	・最終的なつくり込みの際は、図やグラフや写真などを適切に掲載。骨子案の段階では、必要に応じて掲載	庁内
資料の添付	・東京の都市づくりビジョンを添付してもらえないか	・概要版を参考として配付	市民

(2)「目次」～「序章都市計画マスタープランとは」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
P3 目標年次	・目標年次は、環境基本計画や緑の基本計画の見直しでは、長期総合計画との策定期間のズレを踏まえ、平成33年度とする予定である。整合を図るべきではないか	・中間見直しという事で、目標年次の見直しはしていないが、平成32年度を平成33年度に変更する方向で検討	庁内
P4・下から6 行目 大規模地	・「大規模地」は「大規模団地」のまちがい	・指摘のとおり修正	庁内
P5 (6)活力・に い(交流・産 業)	・「農業従事者が減少する一方で、…」とあるが、数としては減少しているが、後継者が育ってきている事実もある。ただ衰退しているだけではない事実はある	・例えば、以下のとおり修正 ・「農業従業者は減少する傾向にありますが、意欲のある後継者が育ってきており、市内でとれた農産物の利用意向も高くなっています。」	庁内

P6・2行目 (1)	・東久留米市の「水とみどり」を考えた場合、(※)のように「2 つ目の・」と「3 つ目の・」を入れ替えた方がよいのではないか ※・水とみどりに代表されるかけがえのない東久留米の環境資源を、次世代に引き継ぐことが求められています。 ・そこで、市内外からも評価の高い、湧き水や河川、樹林地などのまとまった水とみどりを保全し生かしていく必要があります。 ・また、農業経営者の視点に立った農業環境の整備や、無秩序な宅地化を抑え、みどりのある都市景観づくりを育てていく必要があります。	・指摘の方向で修正	市民
P6・下から4行目 (5)	・「まちづくりの主要課題」では、「主要課題とする理由」を明確に記載することが必要と考えられる。他の項目と同様に、例えば(※)のように、「・〇〇が求められている。」、「・そこで、〇〇する必要があります。」という記載にしてはどうか ※・大規模団地では、高齢化が進展し、生活関連施設等の衰退化も進んでおり、団地を含めたまちの活性化を図っていくことが求められています。 ・そこで、大規模団地の建替えなどの際には、周辺の居住環境との調和を図りつつ、まとまった土地利用転換を生かし、まちの課題の解決に資するような土地利用を誘導していく必要があります。	・指摘の方向で修正	市民
P7・7行目	・「…、コミュニティづくりが必要です。」は「…、コミュニティの再構築が必要です。」に修正願いたい	・指摘のとおり修正	庁内

(3) 第1章の「第1節 まちづくりの目標」、「第2節都市の骨格構造」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
P8 市民の定義	・市民の定義では、市内事業者なども含むのか	・含むものとする。以下のように定義 ・市内に住む人・働く人・学ぶ人、地域活動団体(商店会・町会・任意の団体)、非営利活動団体及び事業者	庁内
P8・中段	・「人々が活動し行き交う舞台をしつらえて」や「活動・暮らしの舞台をしつらえ	・「整えて」に修正	庁内

しつらえ	て」の、「しつらえて」は何か他の適当な表現はないか		
P10・7行目 ●生活文化の交流ゾーン	・「市外の駅」というのは遠い感じがする。「隣接する市外の駅」が良い	・指摘の方向で修正	市民
P10・下から8行目 大規模公園	・大規模公園の整備について、都の施設を防災拠点のように標記してよいものか。 ・…、大規模公園については、防災機能の充実を検討していきます。	・以下のように修正 ・「…、大規模公園については、防災機能の充実を図っていきます。」	庁内
P11・4行目 ●交通軸	・主要幹線道路とあるが、路線名を特定して表示できないか	・指摘の方向で修正	市民
	・「ラダー状」がわかりにくい	・格子状に修正	庁内
P12 構造図	・P27の「生活関連施設の配置」の考え方との整合性を図り、「生活拠点」を3地区に限定することは理解できるが、今まで「生活拠点」の位置づけがあった南沢五丁目地区、上の原地区を、「産業拠点」のみの位置づけとすることについては、地域の居住者を不安にさせることが懸念され、修正が必要と考えられる。 ・特に、上の原地区の産業誘致については、「東久留米市における新たな産業のあり方に関する調査(H22.3 東久留米市)」において、「活き活き健康都市」との位置づけがされており、生活関連施設の誘致も含めた広義な方針が示されていることから、例えば、「活力拠点」など新たな位置づけを設けてはどうか。(P32の「2)新たな産業機能の育成」では、「まちのにぎわいと活力を生む機能の導入を進めます。」と記載されている。)	・市民検討委員会で検討 ・事務局案としては、生活拠点である大門地区を大門地区・上の原地区とすることが考えられる。したがって、上の原地区は、生活拠点と産業拠点が重なる地区となる ・事務局案では、公共施設配置を視点に生活拠点として整理したが、生活関連施設との位置づけでは、南沢5丁目、上の原地区とも同様な取り扱いも考えられる。意見にある活力拠点の定義も含め、市民検討委員会で検討	市民
	・幹線道路としての規定は何時どこが(市または都?)規定したのか ・たしかに近隣都市への対応は必要だが、現在市民の目からみて駅(西武鉄道駅・JR駅)につながる小金井街道の方が生活と直結しているのは事実であり、一つは水とみどり市は市の唯一の誇りとするものにかかわりをもつものである。交通の問題が問われる時に小金井街道と旧市役所通りについての商	・都市計画道路として決定したのは、昭和37年 ・旧市役所通り・小金井街道の軸は、都市構造図では、交通軸に位置づけられ、また、生活軸に位置づけられている	市民

	業と暮らし(今は離れたが、前は市の公共の場の殆どが集まっていたところだった)についての考えがあってもと思う。	・上記を踏まえ、市民検討委員会で検討	
--	--	--------------------	--

(4) 第1章の「第3節 土地利用の方針」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者(市民検 討部会/庁内検 討部会の別)
P13・5行目他 ●大規模団地 の改善・再生 ●大規模土地 利用転換への 対応	・「●大規模団地の改善・再生」は「●大規模土地利用転換への対応」に包含し、土地利用の誘導とするのがよい	・前者は、大規模団地のみを対象とし、その改善・再生について言及している。これに対して、後者は、団地や工場用地など大規模敷地の転換の際の周辺環境との調和について言及している。このため、今のまま分けておいた方がよいと思われる	市民
P13・11行目 他 ●都市の活力 を生む産業を 支える土地利 用の誘導	・「整備された都市計画道路の沿道においては、～利便性の高いと土地利用を誘導していきます。」という表現について、今回 P20で「●生活環境や自然環境と調和した道路の整備」を記載することにあわせ、この内容との整合性を図るため、「路線を限定する」または、「既に整備が完了している都市計画道路」とするなど、表現を工夫した方がよいのではないかと	・事務局案としては「路線を限定する」考え方であり、このためP16の土地利用方針図で、道路のうち路線と区間を限定して「都市型住宅地・業務地」を色塗りしている ・東3・4・18や東3・4・12のうち緑地を横切る区間などは「低層住宅地」や「農業環境と調和した低層住宅地」としている	市民
P13・11行目	・13ページに誤字がある	・11行目 土地地利用 → 土地利用	庁内

P16 方針図	・上の原の土地利用が現行都市マスで「一団の中高層住宅地」であったのが「都市型住宅地・業務地」に見直されているが、隣接して「農業環境と調和した低層住宅地」があるため、都市計画上そぐわない。新たに「複合住宅地（※）」を位置づけたらどうか ※複合住宅地…団地建替えによるまとまった土地利用転換を図る地区であり、周辺の住環境と調和した、良好な複合住宅地を形成します。建替えで生じた余剰地などを活用しながら、地域の課題解決に資する土地利用、生活サービス、住宅、交流、業務、産業など周辺の住環境と調和した多様な機能が、適切に配置された土地利用を誘導します。	・上の原地区のうち「農業環境と調和した低層住宅地」に隣接する部分は「一団の中高層住宅地」とする ・それ以外は、「都市型住宅地・複合地」とし、その定義は、指摘の内容の方向で修正	市民
	・滝山団地や南沢五丁目、ひばりが丘に「中心商業業務地」があるが、これは「近隣商業地」のあやまり	・修正	事務局
P17 2.土地利用にかかる主要課題への対応方針	・都市マスの全体の構成を考えた場合、この項目を起こす必要があるのか議論をすることが必要と考えられる ・また、この項目を残す場合でも、記載する内容は、土地利用コントロール等を図るために検討する事項の頭だしをする程度とし、後述の項目で、詳細について記載するほうが、わかりやすいのではないかと 例えば、 ・「1)水とみどりを大切に、生かす街づくりとそのための土地利用コントロール」、「3)市街化調整区域における開発への対応」の記載内容は、P23以降の「第1節 水とみどりを大切に、生かすまちづくり」に記載した方がよいのではないかと ・「2)大規模団地の建替えなどによるまとまった土地利用転換を生かすまちづくり」の記載内容は、すぐ手前のP14の「●一団の中高層住宅地」に既に記載されているため重複となる。また、「関係者間で話し合う機会を設けます。」という内容については、P33以降の「第1節 市民と行政の協働による、みんなが主役のまちづくりの推進」の記載内容と整理した上で、この節に記載する方がよいのではないかと	・市民検討委員会で検討 ・事務局案としては、一部修正はあるものの、基本的にこのまま残すこととし、後段の水とみどりの記載内容と整合の図れたものとする	市民
P17・17行目	・「農地の保全転用」は「農地の保全」のあやまり	・修正	事務局

農地の保全転用			
P17・18行目 他 〔守るための手段〕～開発コントロール	・守るための手段として開発コントロールが記述されているが、宅地開発指導要綱では無理。都市計画の範囲で対応が必要なのではないか ・最低敷地基準110㎡を120または130㎡にするとか、緑地率を高くするとかだが、現実的には宅地内緑化を誘導する程度か ・守るべき区域を決めて対応する話だが、権利を制限することになり、進めるのは難しい	・市民検討委員会で検討	庁内
	・〔守るための手段〕の「3つ目の・」について ・農業経営の状況を踏まえつつ、農地として維持していくために必要な農業環境の整備を国や都に求めて行くとともに、農地の保全のため市民農園や体験農園などの拡充を図る。 ・農業振興計画(※)の方で、「魅力ある産業としての農業」「市民生活を豊かにする」などという表現があり、産業として育成していく方がメインだが、この文章では「市民農園や体験農園」の方をむしろ積極的に進めて行くような記述に読める。市民部としては「産業としての農業」があくまで主役で、「市民農園等」は従であるとの考えである。 ※東久留米市農業振興計画（平成23年3月策定）以下は抜粋 【施策の方向】 長期的な都市農業のあり方を展望し、農業経営方策への適切な助言指導を通じて農業者自身の経営者意識を涵養し、時代にふさわしい経営感覚を持つ経営体の育成を図ります。 【施策の体系】 活力ある経営体の育成 ①農業経営の確立 ②経営体の近代化、改善	・「産業としての農業」に重きをおいた記載に修正	庁内

P17・下から10行目 地表面	・「湧水を残すため、地表面の減少を抑えて…」とあるが、地表面とはどのようなことか。畑を残すということか、または舗装面を抑えるということか	・「雨水浸透面積」に修正	庁内
P18・7行目 防災性の向上	・「防災性の向上」は、「防災機能の向上」がよいのでは	・指摘の方向で修正	庁内
P18・下から2行目 墓地開発	・「3）市街化調整区域における開発への対応」で、「墓地開発など」と限定して記述しているが、適法な手続きを経て建設された施設を、まるで悪いかのよう記述することについてはどうなのか	・下記のように修正 ・「市街化調整区域内における開発など規制の対象とならない…」	庁内
	・墓地は都市施設として必要である。何らかの方向性は示すべきと考えるが、都市マスで触れていくか	・現行都市マスでは項目に含まれないため、市民検討委員会で検討	庁内

（５）第１章の「第４節 都市を支える交通の整備方針」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検討部会／庁内検討部会の別）
P19 単身化	・「単身化による交通需要の変化」は意味がすぐにはわからない	・削除	庁内
P19	・表は詳細すぎる	・表は文章スタイルとする。以下のとおり修正	庁内

表	市内の道路を、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路及び生活道路に区分し、各道路が担う役割を明確にするとともに整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。 各道路の役割は以下の通りです。 ・主要幹線道路は、主として広域の自動車交通を円滑に処理する機能とともに、沿道における広域的な都市活動の誘導や、延焼遮断帯、ライフラインの収容空間、道路緑化などの役割を担います。 東 3・4・4 東 3・4・7 東 3・4・15 の 1 東 3・4・18 ・幹線道路は、市内外または市内の地域間を連絡し、各種交通を処理する機能とともに、沿道における都市活動の誘導や、延焼遮断帯、ライフラインの収容空間、道路緑化などの役割を担います。 東 3・4・19 3・4・21 東 3・4・20 東 3・4・13 東 3・4・12 東 3・4・11 小金井街道 ・補助幹線道路は、主要幹線道路や幹線道路を補完する機能を担います。 東 3・4・14 東 3・4・5 都道 234 所沢街道 南沢通り 神明通り ・主要生活道路及び生活道路は、地区や街区レベルの市街地の各種交通を処理するとともに、個々の宅地へのアクセスを確保する役割を担います。		
P20 南沢湧水、竹林公園	・「南沢湧水」・「竹林公園」と「東 3・4・12」・「東 3・4・18」の関係は、整理した表現がよい	・以下のように修正 ・「東久留米市の財産である南沢湧水を横切る形で計画されている都市計画道路東3・4・12と、同様に竹林公園を横切る同東3・4・18の整備にあたっては、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで…」	庁内
P20・中段	・車道への排水性舗装とはどういう意味か ・道路緑化を進めるとともに、車道への排水性舗装や歩道への透水性舗装の導入などを進めます。	・以下のように修正 ・「道路緑化を進めるとともに、騒音の抑制、雨水の保水や地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装など、環境に配慮した道路整備を進めます。」	庁内

P20・中段 ●住民参加型の生活道路の整備	・「細街路計画の策定」、「生活道路のネットワークを形成すべき重点地域の設定」、「地域住民の話し合いでボトルネックを抽出し、合意ができた所から整備を進める」などの記載は、方針として詳細すぎる。難しいところが多い	・例えば、以下のように修正 ・地域防災のため、行き止まりにならないような生活道路の整備を指導するなど、地域住民や関係権利者の理解を得ながら道路整備を進めて行きます	庁内																
P21 方針図	・南沢通りは、「主要生活道路」になっているが、「補助幹線道路」のあやまり	・修正	庁内																
	・久留米高校通りの愛称は「東久留米総合高校通り」に変更している	・修正																	
	・都市計画道路の名称は、わかりやすい通称名もあった方がよい	・以下のとおり、通称名も併記 ※図面の下に注釈として入れる。 (図面中に入れると細かくなりすぎるため)																	
	<table><tr><td>東3・4・4……新青梅街道線(新青梅街道)</td><td>東3・4・7……府中清瀬線(新小金井街道)</td></tr><tr><td>東3・4・11……保谷東村山線(新所沢街道)</td><td>東3・4・12……田無久留米線(さいわい通り)</td></tr><tr><td>東3・4・13……練馬東村山線(本町ふれあい通り)</td><td>東3・4・14……保谷秋津線</td></tr><tr><td>東3・4・15の1……新東京所沢線(放射7号線)</td><td>東3・4・18……新小金井久留米線</td></tr><tr><td>東3・4・19……小金井久留米線(小金井街道～まろにえ富士見通り)</td><td></td></tr><tr><td>東3・4・20……東久留米駅神山線(浄牧院通り)</td><td></td></tr><tr><td>東3・4・21……小平久留米線(さいわい通り～下里本邑通り～新宮前通り～新山通り)</td><td></td></tr><tr><td>都道129……東村山東久留米線</td><td>都道227……小平停車場野中新田線(東京街道)</td></tr><tr><td>都道234……前沢保谷線(旧市役所通り)</td><td></td></tr></table>			東3・4・4……新青梅街道線(新青梅街道)	東3・4・7……府中清瀬線(新小金井街道)	東3・4・11……保谷東村山線(新所沢街道)	東3・4・12……田無久留米線(さいわい通り)	東3・4・13……練馬東村山線(本町ふれあい通り)	東3・4・14……保谷秋津線	東3・4・15の1……新東京所沢線(放射7号線)	東3・4・18……新小金井久留米線	東3・4・19……小金井久留米線(小金井街道～まろにえ富士見通り)		東3・4・20……東久留米駅神山線(浄牧院通り)		東3・4・21……小平久留米線(さいわい通り～下里本邑通り～新宮前通り～新山通り)		都道129……東村山東久留米線	都道227……小平停車場野中新田線(東京街道)
東3・4・4……新青梅街道線(新青梅街道)	東3・4・7……府中清瀬線(新小金井街道)																		
東3・4・11……保谷東村山線(新所沢街道)	東3・4・12……田無久留米線(さいわい通り)																		
東3・4・13……練馬東村山線(本町ふれあい通り)	東3・4・14……保谷秋津線																		
東3・4・15の1……新東京所沢線(放射7号線)	東3・4・18……新小金井久留米線																		
東3・4・19……小金井久留米線(小金井街道～まろにえ富士見通り)																			
東3・4・20……東久留米駅神山線(浄牧院通り)																			
東3・4・21……小平久留米線(さいわい通り～下里本邑通り～新宮前通り～新山通り)																			
都道129……東村山東久留米線	都道227……小平停車場野中新田線(東京街道)																		
都道234……前沢保谷線(旧市役所通り)																			
P22 1) ネットワーク	・歩行・自転車ネットワークで、「休息場所や駐輪場の適宜確保」は、予算や管理の面で困難である	・「休息場所や駐輪場の確保に努める」に修正	庁内																

形成の方針			
P22 2) 安全な交通環境の整備方針	・「歩道を中心に無電柱化やバリアフリー化を進めます。」において、無電柱化は極めて難しい	・長期総合計画と整合を図るため、修正しない	庁内
	・「歩行者と自転車や自動車の分離を進めます。」は「努めます」にして欲しい	・「努めます」に修正	
P22 2) バス交通	・「バス優先レーンの設置」は難しい。かつて駅周辺整備絡みで出た構想であるが、優先レーンの設置予定道路はない	・項目削除	庁内
	・「バス交通のバリアフリー化を図ります。」において、車両の低床化は終了した	・項目削除	
	・「コミュニティバスなど、地域公共交通の充実に向けた取り組みを進めます」において、総合的な視点で検討した方がよい。ため、地域公共交通の充実でよいのではないか	・以下のように修正 ・「コミュニティバスなどの地域公共交通の充実に向けた取り組みを進めます」	
P22 3) 自転車駐車場	・駐輪場の恒久的な施設整備は難しい。補助制度を活用して地主や事業者が参画しやすい環境を整えることが現実的ではないか	・例えば、以下のように修正 ・「駅周辺の市営の自転車駐車場は、全て借地であり、安定的な供給が図られているとは言えない状況であることから、道路上の利用や、駅周辺の土地所有者による運営、鉄道事業者等との協力による役割分担などにより、自転車駐車場の確保に向けて検討します。」	庁内

（６）第２章の「第１節 水とみどりを大切にし、生かすまちづくり」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検討部会／庁内検討部会の別）
-----------------	------	--------------------------	----------------------

P23 守る	・6行目と15行目の「水を取り戻します。」は、「水を守っていきます。」に修正 ・10行目の「まもり・つくる」は、「守り・つくる」に修正	・指摘のとおり修正	庁内
P23・下から7 行目 工場排水	・工場廃水の記述にある「引き続き指導を行っていきます。」は、「調査・指導」と修正願いたい	・指摘のとおり修正	庁内
P23・下から6 行目の★	・緑被率については、平成23・24年度で改定予定の緑の基本計画にて議論を行う予定であり、そちらに任せてほしい	・市民検討委員会で検討 (数値自体は都市マスで決めずに、「関連計画で数値目標を定め…」などの記述も考えられる。)	庁内
P24 中段	・「整備や管理などへの市民参加」は、「整備や管理などの場面への市民参加」に修正	・指摘のとおり修正	庁内
P24・下から1 0行目 五感	・「五感で感じられる」とあるが、表現に注意が必要	・市民検討委員会で検討	庁内
P25・6行目	・「調和していきます。」は「調和を図っていきます。」に修正	・指摘のとおり修正	庁内
P25・11行目 光環境や音環境	・「光環境や音環境にも配慮」して景観づくりを進めるとあるが、どのようなことか	・現行都市マスにおける記載。ここは「計画を作成する」ということを記載することが重要であるため、骨子では削除し本文記載時に再検討	庁内
P25 (5)のタイトル	・「二酸化炭素の吸収する」は「二酸化炭素を吸収する」に修正	・指摘のとおり修正	庁内

(7) 第2章の「第2節 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまちづくり」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
P28 用語の統一	・「戸建て持ち家」、「共同持ち家住宅」は、表現を簡潔に	・「戸建て住宅」、「共同住宅」で統一	庁内
P28・1行目他 3) 良好な住環境・住宅の整備	・この「3)」全体は、P17の「2. 土地利用に係る主要課題への対応方針」と、記述が重複しているところが多い	・基本的にこのまま残すこととし、前段の主要課題の記載内容と整合の図れたものとする	庁内
	・「2 つ目の・」と「6 つ目の・」の内容が重複しており、整理が必要ではないか ・居住者の年齢・世帯構成等が大きく変化している大規模団地においては、住宅や共用空間のバリアフリー化を図りつつ団地の更新を進めます。あわせて、居住者が住み続けることのできる施策の展開をし、地域活力、コミュニティの維持を図ります。 ・大規模団地の居住者が住み続けることのできる <u>施策の展開を要請</u> していきます。	・「6 つ目の・」は削除する方向で修正	市民
	・3行目の「住居タイプの供給を要望」と、13行目の「 <u>施策の展開を要請</u> 」は、表現の統一が必要ないか	・13行目は削除する方向で修正	庁内
P28 (2) 良好な住環境を形成する	・「密集している木造住宅地については、総合的な整備を検討していきます。」とあるが、総合的な整備ができるか	・以下のとおり修正 ・「密集している木造住宅地については、総合的な整備のあり方について検討していきます。」	庁内
	・「密集している木造住宅地」とあるが、本市では都心部と比較してそれほど対象があるとは思えないが、どこを指しているのか。	・以下のとおり修正 ・東京都都市整備局「あなたのまちの地域危険度」地震に関する地域危険度測定調査(第6回)(平成20年2月公表)において、建物倒壊危険度または火災危険度が比較的高かった	

		地域などについて	
P28 2. 誰にでもやさしく快適なまちづくり	・ここは趣旨をはっきりさせるため、全体的に構成を改めた方がよい	・例えば、以下のとおり修正 なお、重点地区は一定の整備が完了しているため特筆しない	市民
	2. 誰にでもやさしく快適なまちづくり (1) 市街地のユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進める ・道路や駅などをはじめとする交通施設や駐車場のユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めます。 ・公園は誰もが使いやすい空間とするため、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めます。 ・歩道上などを対象に、休息スペースともなる道路付属施設整備について検討します。 (2) 建築物のユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進める ・多くの市民が利用する施設など、バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例などに基づき、建築物のユニバーサルデザインの理念に基づく整備を誘導します。		

(8) 第2章の「第3節 災害に強く、犯罪・事故の少ない安全なまちづくり」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検討部会／庁内検討部会の別）
P29～30 第3節全体	・項目立てはよい。ただし、これが公表されたら、市民は各論を求めるのでは	・都市マスは、都市計画法第18条の2で、都市計画に関する基本的な方針を示すこととなっている ・都市マスにもとづき、地域防災計画や耐震改修促進計画、緑の基本計画などが詳しく展開されることになる	市民
P29～30	・防災拠点となる市役所までの道路を、しっかり位置づけるなどが必要ではな	・東京都の啓開道路や東久留米市の啓開道路	庁内

第3節のどこか	いか	を位置づける(両方の啓開道路で、市役所までのアクセスは確保できる) ・東日本大震災を受け、市民検討委員会からの提案を踏まえ加筆修正	
P29～30 第3節	・「避難時の活用を考慮した公園整備を進めます。」とあるが、イメージがわからない ・被災地で公園を防災拠点とする環境づくりが大切であり、防災かまどやトイレ設置などの記載があってもよいのではないか	・例えば、以下のとおり修正 ・「公園は、避難時にも対応できるよう、かまどベンチや非常用トイレなど防災施設の設置に努めます」	庁内
P29・下から13行目 避難路協定	・「行き止まり道路や狭あい道路が多い地域では、住民による避難路協定など、住民同士の協力による避難路確保を検討します。」とあるが、避難路協定は地域防災計画の範疇では	・例えば、以下のとおり修正 ・「…多い地域では、災害時の避難路確保のための住民同士の協力を誘導します。」	庁内
P29・下から6行目 平準化	・「宅地の雨水浸透ますの設置、道路の浸透性確保などにより、流出の抑制・平準化を図ります」の中の「平準化」はわかりにくい	・例えば、以下のとおり修正 ・「…浸透性確保や雨水貯留施設の整備により、雨水流出の抑制を進めます。」	庁内
P29・下から4行目 急傾斜地	「急傾斜地など土砂災害が発生する恐れがある区域は、区域内の土地所有者や居住者に災害時の危険性について周知を図るとともに、必要な改善を図られるよう求めています。」とあるが、「求めています」ではなく「誘導します」ではないか。また、ハザードマップ作成に関する記載もよい	・例えば、以下のとおり修正 ・「…についてハザードマップなどにより周知を図るとともに、…誘導します。」	庁内
P30・4行目 人為的災害	・「人為的災害」の表現は適切ではない	・例えば、以下のとおり修正 1. 自然災害への対応 →防災まちづくり 2. 人為的災害への対応 →交通安全や防犯まちづくり	庁内

P30・下から6 行目 水銀灯	・防犯灯、水銀灯とあるが、水銀灯は街路灯にかえるべき	・指摘のとおり修正	庁内
-----------------------	----------------------------	-----------	----

(9) 第2章の「第4節 活力をはぐくむまちづくり」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
P31 六仙公園	・「防災拠点として機能する公園整備を要望」は、言い切ってよいか	・以下の通り修正 「防災機能を併せ持つ公園整備が図られるよう 要望」	庁内
P32・1行目	・「商業地を支える道路の拡幅整備を進めます。」は、現計画では商店街活性化に寄与するような計画はあるが、拡幅整備の考えは持っていない	・例えば、以下のとおり修正 ・「商業地を支える道路は、買い物利便性などを考慮し、歩行者や自転車利用者向きの道路整備について検討します。」	庁内
P32・6行目他 (3)都市型農業を育成する	・以下の2点は整理が必要 ・生産緑地制度の適切な運用により、極力保全していきます。 ・殆どの生産緑地が期間経過により買い取り申し出が可能となる平成34年に向け、農地の保全への対応について、今後検討していきます。	・下記の通り修正 ・「生産緑地制度の適切な運用により、保全していきます。」 ・「殆どの生産緑地が期間経過により買い取り申し出が可能となる平成34年に向け、農地の保全への対応について、検討していきます。」	庁内
	・P17(市民農園・体験農園の拡充)と同様、「市民農園等」の方の記述が強い印象。地産地消や都市型農業の視点(ブランド野菜など)の視点からなど、産業としての農業を「主」とする記述を望みたい	・「産業としての農業」に重きをおいた記載に修正	

(10) 第4章の「まちづくりを進めるために」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／庁内検 討部会の別）
第4章全体	・第4章は、序・1章～3章と並列は、べつのような気がする。イメージは「マスタープランは市民と共に街づくりを」	・1章～3章を進めるのが4章となる 章立ては現行都市マスを踏襲している 内容は趣旨を尊重	市民
P34・14行目	・「見守りや子育て、地域防災や防犯対策など地域の課題解決のため活動や組織づくりを支援していきます。」とあるが、具体的にはどう考えるか。地域防災計画の範疇ではないか	・都市マスをハードのみの記述に限定せずソフト面の活動について記述することとし修正しない	庁内
P35・下から8 行目	・都市計画マスタープランの検証とは、どのようなものか。事業について個々に検証するのか。事務事業評価制度でも、事業実施の検証を行っている	・例示の中で加える	庁内
検証	・現行都市マスで記載の「…常に検証し、成果や問題点を考察する評価、点検システムを整えていく必要がある」を生かして欲しい	・指摘を踏まえ見直しに反映	市民
P34 下の方の〈委 員会の提案〉	・下の方の委員会提案の中に、「タウンマネジメント組織による、機能の誘導」とあるが、唐突かつ抽象的過ぎて、意味がわかりにくい	・公表する場合は、削除するため、資料としては修正しない	庁内

（以下は、第11回市民検討委員会資料に対する意見概要）

	・市民との合意形成を進め得る継続する仕組みが必要 ・進捗状況のチェックが必要	・指摘を踏まえ見直しに反映	市民
--	---	---------------	----

	・「まちづくりを進めるためのしくみづくり」は都市マスで最も力を入れたい最重要項目 ・市民主体のまちづくりが求められ、自治基本条例やまちづくり条例の制定と、その過程の重視が必要 ・これまでの市民参加の実態の検証が必要 ・市民の「公共的な観点からのまちづくり」に関する学習が必要 ・市内の横断的な体制づくりが必要	・指摘を踏まえ見直しに反映	市民
	・都市部の農地を都市計画制度（現行制度を堅持した上で農業者の同意による）により保全できないか	・具体的な制度提案がないため趣旨不明であるため、市民検討委員会で趣旨を伺う	市民

（１１）資料３の「地域区分」 について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針	意見者（市民検 討部会／市内検 討部会の別）
地域別まちづくり方針作成にあたっての地域区分の見直し検討	・上の原地区の公務員北西部地域と、西部地域の境界を「中学校区域」に分けた場合、滝山団地【分譲】（現行都市マスでは、全て西部地域）が、北西部地域と西部地域に分割されといった課題が生じる。 ・原則、中学区域を基本としつつも、地域の土地利用等に応じて、修正することが好ましいと考えられる箇所については、必要な境界の見直しをすることが必要と考えられる。	・市民検討委員会で検討	市民
懇談会	・今後の懇談会の持ち方について地域別を考えるなら、各所とも同じ視点で全市的な視野でということではなくて、その地域の持つ特徴なり問題点を考えての部会にできないか。	・今回は地域別まちづくりの方針を作成するための懇談会であるので、全市的視点ではなく、地域の課題を話し合うという内容となる	市民

	・出来れば商業・農業の方に出来るだけ出ていただけるような誘いとか、前回は全く出席者が少なかった野火止・下里方面や中央町、弥生地域とかの方の参加とか、こちらから出前しなければ困難と言われた市のなかでも弱者と呼ばれる層の方たちの意見はこの際問題にはならないのか、とかが気にかかっている	・今回は、市の広報にチラシを入れ、全戸配布する予定であり、昨年度より多くの方にお知らせができ、様々な地域の方からもご参加いただけるのではないかと考えている	
--	---	--	--